

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、入札公告、法令、清須市の条例、規則、要綱及びこの入札説明書によるとともに、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

1 貸付物件

- (1) 貸付物件は、貸付物件一覧表及び物件別仕様書のとおりです。
- (2) 貸付面積には、使用済み容器回収箱の設置スペースを含みます。
- (3) 現地説明会は行いません。現地確認の際は、前日までに必ず記載の問い合わせ先にご連絡ください。

2 貸付条件

(1) 用途指定

貸付物件の用途を「自動販売機の設置場所」として指定します。

(2) 設置事業者の施設使用形態

ア 自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、清須市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を貸付けする方法により行います。

イ 一時貸付けであり、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

(3) 貸付期間

貸付期間は、貸付物件一覧表及び物件別仕様書のとおりです。なお、貸付期間の更新は行いません。

(4) 貸付料

入札により決定した金額とします。契約金額は、貸付物件一覧表に記載の月数で計算します。貸付料及び光熱水費は、年度ごとにそれぞれ一括納付していただきます。

(5) 必要経費

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。

イ 電気料は、貸付料とは別に設置事業者の負担とします。なお、実費月額は下表のとおりです。（年度ごとに一括で清須市が指定する期限までに全額納付すること。）

定格消費電力（最大値）	月額	年額
500ワット未満	3,000円	36,000円
500ワット以上1,000ワット未満	4,000円	48,000円
1,000ワット以上1,500ワット未満	5,000円	60,000円
1,500ワット以上	6,000円	72,000円

(6) 設置機器の仕様

貸付物件別に定められた仕様書を遵守してください。

(7) 利用上の制限

利用期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- イ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、清須市の指示に従うこと。
- ウ 仕様書記載の事項を遵守すること。

(8) その他遵守すべき事項

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- イ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ウ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器回収箱を必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- エ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- オ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認をすること。
- カ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。また、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に開館している（利用可能な）施設においても即時対応できること。
- キ 清須市が公共上の理由により移転を求めたときは、移転させること。

(9) 販売実績報告

設置した自動販売機にかかる月別販売本数について、販売等実績報告書（第10号様式）により、年度ごとに清須市に報告してください。報告内容について、公表することができますのでご了承ください。

(10) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を清須市に請求することができません。

3 入札参加申込み

入札公告、入札説明書、物件別仕様書、要綱等を十分に理解するとともに、実際に貸付物件を現地にて確認したうえで入札の参加申込みをしてください。なお、貸付物件につきましては現場説明会を行いませんので、各自で確認をしてください。

また、複数物件に入札参加を希望する場合は、それぞれに参加申込書の提出をしてください。

(1) 申込期間

令和7年1月19日（水）から令和7年1月3日（水）まで
(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(2) 申込時間

午前8時30分から午後5時まで

(3) 申込場所

清須市役所南館1階 総務部財産管理課

(4) 申込方法

直接提出に限ります。

(5) 申込書類

制限付一般競争入札参加申込書（貸付け契約用）（第1号様式）

(6) 注意事項

提出する書類への記名及び押印は、統一するようにしてください。

4 質問及び回答

(1) 質問

入札説明書及び仕様書等に関して質問がある場合は、質問書（第7号様式）を財産管理課まで提出してください。

ア 質問期限

令和7年1月3日（水） 午後5時まで

イ 提出場所

清須市役所南館1階 総務部財産管理課

ウ 提出方法

質問書に質問事項を記入し持参してください。期限内に受領した質問のみ回答します。

(2) 回答

提出していただいた質問書は、入札参加申込者に下記により回答します。

ア 回答期限

令和7年1月4日（木）午後5時

イ 回答方法

申込書記載のメールアドレスに回答書を送信します。

5 入札

(1) 入札日時

令和7年1月10日（水） 入札時間は貸付物件一覧表のとおり。

(2) 入札場所

清須市役所南館3階 306中会議室

(3) 入札書作成時の注意事項

ア 入札金額は、(3)の貸付期間中の貸付料の年額を記入してください。

イ 落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法（昭和63年法律第108号）等の相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端

数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額に消費税相当額を減じた金額を入札書に記載してください。

- ウ 代理人による入札は、委任状（第2号様式）の提出をしてください。
- エ 同一物件について、1人で2人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。
- オ 申込者は、複数の代理人に同じ物件の入札を委託することはできません。
- カ 入札は、入札書（貸付け契約用）（第3号様式）を封筒に入れ封印し、件名、貸付物件名、設置場所、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に標記してください。

[封筒記入例]

表		裏
件名	自動販売機設置に係る清須市 公有財産の貸付け	○○市○○町○丁目○番地 株式会社 ○○○
貸付物件名	清洲公園①	代表取締役 ○○ △△印
設置場所	駐車場（屋外）	

- キ 入札書及び封筒は、ボールペン等消えにくいもので明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。
- ク 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- ケ 入札者は、一度投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- コ 上記ア～ケに違反する入札及び入札公告中の「8 入札の無効に関する事項」に該当する入札は、無効とします。

6 入札の辞退

制限付一般競争入札参加申込書を提出された方で、入札を辞退される場合は、入札辞退届（貸付け契約用）（第4号様式）を清須市ホームページからダウンロードし必要事項を記載のうえ入札日前日までに総務部財産管理課（清須市役所南館1階）まで提出してください。

7 入札の中止

あらかじめ不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。この場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、清須市は補償の責を負いません。

8 開札

開札の結果、最高価格（年額）の入札をした方を落札候補者とし、会場内で発表します。

ただし、最低貸付料（公表）に満たない場合は、失格とします。

最高価格（年額）を同額にて入札した者が複数いる場合、その場でくじにより落札候補

者を決定します。

9 資格確認書類の提出

開札後、落札候補者となつた方は、資格確認書類等の提出をしてください。

(1) 提出期限

令和7年12月24日（水）

(2) 提出時間

午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出場所

清須市役所南館1階 総務部財産管理課

(4) 提出方法

直接提出に限ります。

(5) 提出書類

ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（貸付け契約用）（第5号様式）

イ 誓約書（第6号様式）

ウ 証明書類（発効日から3か月以内のもの）

【法人の場合】 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

【個人の場合】 住民票

エ 税の未納がないことの証明書

① 税務署長が発行するもの

a 法人・・・「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
(その3の3 未納のないことの証明)

b 個人・・・「所得税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
(その3の2 未納のないことの証明)

② 愛知県県税事務所長が発行するもの

a 法人・・・「法人事業税」、「法人県民税」、「自動車税」の未納の税額がないことの納税証明書（未納の税額がないこと用）

b 個人・・・「法人事業税」、「自動車税」の未納の税額がないことの納税証明書（未納の税額がないこと用）

③ 清須市長が発行するもの（清須市内に本社若しくは事業所がある法人又は清須市民の方のみ）

a 法人・・・「法人市民税」及び「固定資産税」の納税証明書

b 個人・・・「個人市民税・県民税」及び「固定資産税」の納税証明書

オ 代理人選任届出書（第9号様式）※申込者が支店や営業所の代表者の場合

10 落札者の決定

落札候補者に提出して頂いた資格確認書類等により審査を行い、入札参加資格を満たしていることを確認したときは、速やかに落札者として決定します。決定後、直ちに落札者に連絡します。

11 契約の締結

落札者決定後直ちに契約を結びます。

(1) 契約締結期限

令和8年1月9日（金）

(2) 契約時の注意事項

ア 別紙契約書により、契約書を作成するものとします。

イ 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

ウ 貸付契約は申込者名義で行います。申込者が、支店や営業所の代表者の場合、代理人選任届出書（第9号様式）の提出が必要になることがあります。

エ 落札者決定後、上記(1)の期限までに契約書を交わさない場合、落札者決定を取り消します。

12 その他注意事項

(1) 本入札に関する様式は、別添の様式を使用してください。

(2) 清須市が公開している情報（文章、写真、図面等）について、清須市に無断で転載・転用することは一切できません。

(3) 特定の物件については落札者の決定後、入札結果（貸付物件、設置場所、落札金額、落札者名等）を公表します。

(4) 入札参加申込等提出していただいた書類は、お返しできませんのでご了承ください。

13 問い合わせ先

清須市須ヶ口1238番地

清須市役所南館1階 総務部財産管理課

電話052-400-2911 内線3853

貸付物件一覧表

番号	貸付物件名	設置場所	台数 (台)	面積 (m ²)	貸付期間		入札時間
1	清洲公園①	駐車場(屋外)	1	2. 0 0	令和8年2月1日 から 令和12年9月30日	5 6 箇月	10時00分
2	清洲公園②	駐車場(屋外)	1	2. 0 0	令和8年2月1日 から 令和12年9月30日	5 6 箇月	10時10分
3	庄内川水防 センター	1階 風除室 (館内)	1	2. 0 0	令和8年2月1日 から 令和12年9月30日	5 6 箇月	10時20分
4	清須市役所 南館	会議室フロア (館内)	1	2. 0 0	令和8年2月1日 から 令和12年9月30日	5 6 箇月	10時30分